

第3子以降の学校給食費 無償化について



子育て世帯に対する経済的負担の軽減のため、令和7年度も継続して白井市立の小中学校に通学する第3子以降の学校給食費の無償化を実施します。

無償化の適用を受ける場合は、申請書の提出が必要となります。

このお知らせは、無償化の対象外となる方も含め、全ての世帯に配布しています。

無償化の対象となる保護者

以下の①②を全て満たしている保護者が対象となります。

- ① **3人以上の子を扶養**していて、第3子以降の子が白井市立の小中学校で給食の提供を受けている。
- ② 生活保護制度または就学援助制度等で学校給食費全額の支援を受けていない。

【無償化の対象となる例】（丸囲み数字が扶養している子）

	第1子	第2子	第3子	第4子	無償化の対象者
例1	大学生①	高校生②	中学生③	小学生④	中学生③と小学生④
例2	高校生①	私立中学生②	小学生③		小学生③
例3	就労者	専門学校①	中学生②	小学生③	小学生③
例4	無就労無就学①	中学生②	小学生③		小学生③
例5	就労者	中学生①	小学生②		対象者なし
例6	大学生①	高校生②	私立中学③		対象者なし

申請方法

- ① 第3子以降学校給食費無償化事業補助金交付申請書兼同意書（以下「申請書」）に必要事項を記入してください。
 - ② 申請書に記載されたお子さん（扶養している子）の有効な健康保険証の写し（コピー）を申請書裏面に貼り付けしてください。（白井市立の小学校及び中学校で学校給食の提供を受けているお子さんは必要ありません）
- ※ 申請書が必要な方は、学校給食センターまたは各学校の申し出てください。市のホームページ（<http://city.shiroi.chiba.jp/>）からもダウンロードできます。
- 審査の結果を記載した決定通知書は、後日学校を通じ文書で通知します。
- ※ 保護者からの申請（同意）に基づき、補助金を保護者が負担すべき学校給食費に充てる方法で保護者が負担する学校給食費の無償化を図ります。

申請期限

下記提出先へ令和7年5月2日（金）までに申請書を提出してください。

申請書の提出先

①または②のいずれかの方法で提出してください。

① 学校に提出

対象者が白井市立の小中学校に複数在籍している場合は、小学校に提出してください。

お手持ちの封筒に「給食費補助金申請書」と記入のうえ、学校、学年、対象者のお名前を記入し、封入してください。

② 学校給食センターに提出

直接持参いただくか下記の提出先まで郵送してください。

年度途中の申請について

年度の途中で、無償化の要件（転入・扶養する子が増えたなど）を新たに満たすこととなった場合は、上記と同様に申請書を提出してください。

申請が遅れた場合、無償化の対象となる期間が短くなる場合がありますので、ご留意ください。

世帯の状況に変更が生じた場合

決定通知後に、提出した申請書の内容に変更が生じた場合（住所・氏名の変更や扶養している子の人数に変更があった場合など）は、変更届の提出が必要となりますので、学校給食センターまでご連絡ください。ご不明な点等あれば、下記の問い合わせ先までご連絡ください。



白井市のホームページは
左のQRコードからご覧いただけます。

提出先・問い合わせ先

白井市教育委員会 白井市学校給食センター
〒270-1422 白井市復 1422-8

☎ 047-492-1081

受付時間 午前8時30分～午後4時45分まで

Fax 047-492-3240

E-mail kyuusyoku-center@city.chiba.jp